

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年 4月 24日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター
北海道育種場長 牧野利信

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 北海道育種場 研究実験棟ほか外壁等修繕工事
- (2) 工事場所 北海道江別市文京台緑町561-1
- (3) 工事内容 平成30年台風21号及び北海道胆振東部地震により被災した5棟(研究実験棟、交配検定用温室、組織培養環境順化室、特定母樹種穂増殖温室及びポンプ小屋)の基礎及び壁面の浮き部並びにクラック、引戸、温室ガラス、煙突、温室ガラスシーリング、屋根葺替及び壁面塗装の修繕工事を行い、外壁を含む躯体等の保護、雨漏り等を防止する。
- (4) 工期 令和元年11月29日
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所契約事務取扱規程(平成13年4月2日付け13森林総研第86号)第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 農林水産省大臣官房予算課の平成31・32年度参加資格の「建築一式工事」又は国土交通省の平成31・32年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付による参加資格の「建設工事」において、A、B、C又はDのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始申請中の者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続申請中の者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた後に競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 担当主任技術者及び担当技術者は、仕様書に示す資格を有する者を配置できること。
- (5) 農林水産省及び国立研究開発法人森林研究・整備機構から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 以下に定める届出の義務を履行していない業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
- (9) 入札関係書類の交付を受けた者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項及び契約事務取扱規程を示す場所
〒069-0836 北海道江別市文京台緑町561-1
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター
北海道育種場 連絡調整課 庶務係 TEL 011-386-5087 FAX 011-386-5420
- (2) 入札関係書類の交付方法
本公告の日から令和元年5月22日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時(12時から13時までを除く)まで上記3(1)の場所にて交付する。
なお、入札関係書類の受け取り時、競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所 入札説明書の交付をもって説明会に代える。
- (4) 郵便等による場合の入札書の提出期限
令和元年5月22日17時
- (5) 入札の日時及び場所
令和元年5月23日10時 北海道育種場 会議室

4 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

5 その他

- (1) 入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 要
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札関係書類の交付を受けない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第28条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者

のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 契約情報の公表 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、当機構と一定の関係を有する法人等と契約する場合には、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。

なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意されたものとみなす。

- (7) 手続における交渉の有無 無し

- (8) その他 詳細は入札説明書による。